

平成23年8月5日

大阪市監査委員	前 田 修 身
同	床 田 正 勝
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

平成23年6月23日付けであなたから提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

平成22年度に無年金の高齢を原因とした在日外国人の生活保護受給者に対し支給した、生活保護費の返還並びに今後の支給停止を求めるものである。

大阪市の生活保護法の運用は、在日外国人を適用の範囲としているが、これは憲法第25条及び第98条並びに生活保護法第1条及び第2条の主旨に鑑みて適正でないと考える。

現在、在日外国人への生活保護の支給は、「生活保護法第1条により、外国人は法の適用対象とならないのであるが、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱いに準じて左の手續により必要と認める保護を行うこと。」とされた、昭和29年5月8日に出された厚生省社会局長通知（社発第382号）に基づくものであり、生活保護法もその根拠となる憲法第25条においても国民を対象に限定しており、同通知においても「外国人は法の適用対象とならない」事が述べられている。

しかしながら、同通知の内容は憲法並びに法律の適正な運用について一時的な変更を命じる内容であり憲法第98条により効力を有さず、57年以上も前に出された運用を変更する命令が今日において有効とすることは、明らかに憲法の精神に反するものである。

現在、日本国内において自国民である日本人が生活苦を原因に年間に1万人が自殺をしている現状において、在日外国人をも生活保護法の適用の範囲に変更する「当分の間」が今日まで継続中であるとする合理的な理由がなく、「外国人の社会保障を第1義的に責任を負うのは、その者の所属する国家である」「福祉の財源が限られた中で、外国人よりも自国民を優先して救済することは認められる」とした最高裁の判例に背いてまで「当分の間」が継続中とは認められない。

以上のとおり、在日外国人に対して生活保護法を適用することが、憲法や法律の適正な運用ではなく、根拠となる厚生省社会局長通知も憲法や最高裁の判決・判断に反しており有効と認められないため、大阪市が在日外国人に生活保護を支給することは正当・適正とは認められない。

在日韓国人の協定永住資格者の社会保障については、日韓法的地位協定により妥当な考慮を行う必要があるが、在日韓国・朝鮮人の生活保護の受給率が日本人よりも高いのは「妥当な考慮」以上の優遇である。

今回の請求は、全ての在日外国人の生活保護費の返還を求める事ではなく、無年金を理由とした高齢者の在日外国人に限定して、生活保護費の返還を求めている。

在日韓国・朝鮮人の無年金者については、在日無年金訴訟・在日障害者無年金訴訟と呼ばれる裁判があり、それぞれ最高裁の判決が出ており、在日韓国・朝鮮人が無年金者になったことについて、日本国政府に一切の責任がないと判断されており、自己責任で無年金になった在日韓国・朝鮮人への生活保護の支給は不正義、不公正である。

国民年金保険料を40年間納めた人間が月に67,000円程の年金で生活しているのに、在日韓国・朝鮮人が無年金になって生活保護費を月に170,000円程の支給を受けるのは、社会正義に反し、著しく公平性を欠いている。

最後に、大阪市において、入国直後の中国人が大量に生活保護を申請した問題に対して、市長は独自の判断で生活保護の支給の停止を行ったが、これは厚生省社会局長の通知を否定する行為であり、通知の効力が失効している証拠である。同時に市独自で支給の是非を判断できる裁量権があることが証明されたので、同様にして、その権限において生活保護法や憲法第25条並びに第98条の精神に則って、適正な法律の運用を遂行するために、大阪市に対して無年金を原因とする高齢の在日韓国・朝鮮人への生活保護の支給を停止し、支給した生活保護費の返還を求める。

2 地方自治法第242条の要件に係る判断

請求人は、在日外国人への生活保護費の支給について縷々主張するものの、請求人の主張は、つまるところ、以下のとおり、特定の生活保護行政のあり方に疑問を呈するものであって、住民監査請求制度の対象となる個別具体的な財務会計上の行為の是正等を求めるものではないと言わざるを得ない。

(1) 憲法及び生活保護法違反並びに最高裁判例違反とする主張について

請求人は、在日外国人への生活保護費の支給は、厚生省社会局長通知（昭和29年5月8日社発第382号）（以下、「本件通知」という。）に基づくものであるが、本件通知は憲法第25条や生活保護法第1条及び第2条の主旨等に反しているため有効とは認められない旨、また本件通知の内容は憲法等に変更を命じる内容であるから、憲法第98条の「憲法の条規に反する命令の全部又は一部は、その効力を有しない。」により効力を有しない旨、さらに本件通知では在日外国人に対する生活保護法の準用を「当分の間」としており、自国民の救済すら困難になっている昨今では、「外国人の社会保障を第1義的に責任を負うのは、その者の属する国家である」「福祉の財源が限られた中で、外国人よりも自国民を優先して救済することは認められる」とした最高裁の判例から、「当分の間」が継続中とするのは認められない旨主張する。

しかしながら、そもそも本件通知は、現在、国による「技術的助言」とどまるとされ、在日外国人への生活保護費の支給は、市の判断により決定されており、また、もとより憲法や生活保護法は、日本国籍を有する者の権利やその者に対する生活保護費の支給について定めるものの、在日外国人への生活保護費支給を明示的に禁止する旨の規定がないことは法文上明らかであり、一方、裁判例においても国や地方公共団体が、外国人に対して、生活保護法とは別に必要な保護を行うことまで禁じているものではないと解されていることから、請求人の主張はその前提を欠いていると言わざるを得ない。

(2) 在日韓国・朝鮮人の生活保護の受給率の妥当性について

請求人は、在日韓国・朝鮮人の生活保護の受給率が日本人の受給率よりも高いことは、在日韓国人の協定永住資格者に対する社会保障に関する日韓法的地位協定に定められた妥当な考慮以上の優遇である旨主張する。

しかしながら、請求人の主張は、事後的・統計的な結果を主張するにとどまっており、それのみをもって、ただちに在日韓国・朝鮮人への生活保護費の支給の違法性につながるものとは言えない。

(3) いわゆる在日無年金訴訟との関係について

請求人は、「自己責任で無年金者となった在日韓国・朝鮮人」の生活保護費にかかる支出については、最高裁判決で無年金となった在日外国人を日本国政府が何ら責任を負う必要がないと判断されており、当該在日外国人に生活保護の支給を行うことは不正義・不公平である旨主張する。

しかしながら、請求人が主張する最高裁判決は、在日外国人の年金制度について判示したものであり、在日外国人に対する生活保護の問題に直接つながるものとは言えない。

(4) 国民年金制度と生活保護制度について

請求人は、40年間国民年金保険料を納めた人の年金が月に67,000円程であるにもかかわらず、在日韓国・朝鮮人の無年金の生活困窮者が生活保護として月に170,000円程の支給を受けているのは、社会正義に反し、著しく公平性を欠いている旨主張する。

しかしながら、請求人の主張は、そもそも比較対象の属性が明らかではないため、適切な比較であるか疑問があるうえ、国民年金制度と生活保護制度の関係について今日的な政策上の議論がなされていることをことさら取り上げるに過ぎない。

(5) 入国直後の中国人の生活保護申請却下について

請求人は、入国直後の中国人の生活保護申請に対し、市は、独自の判断で生活保護の支給の停止を行ったのであるから、市の権限において生活保護法や憲法第25条、第89条の精神に則って、無年金を原因とする高齢の在日韓国・朝鮮人の生活保護の支給を停止すべきである旨主張する。

しかしながら、当該事例は、入国直後の外国籍住民が行った生活保護の申請について、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号）別表第3の定住者の項に掲げる「入国在留中の一切の経費を支弁することができることを証する文書」等を調査し、入国在留中の滞在費についてこれら資料に記載された実態がない等、生活保護の受給を目的とした入国であることが明らかであることから、却下したものである。

そうすると、本件請求は法第242条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。